

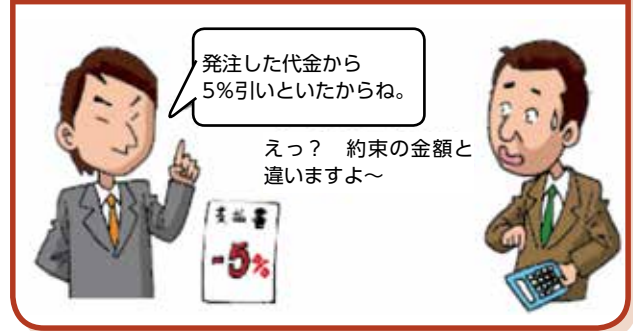
移動相談会の御案内

中小事業者の皆様の地域・職場にお伺いし、
下請法や優越的地位の濫用についての疑問や質問にお答えします！

代金を支払ってもらえなかった！



値引きされた！



※同じ悩みを持つ方々と**3社以上**でお申し込みください。

相談窓口

那覇市おもろまち2-1-1 那覇第2地方合同庁舎2号館6階
沖縄総合事務局総務部公正取引室 電話：098-866-0049

※電話や面談での相談にも対応します。秘密は守らせていただきますので、安心して御相談ください。

下請取引適正化推進講習会の御案内

総務部公正取引室と経済産業部中小企業課では、下請代金支払遅延等防止法(以下「下請法」といいます。)の迅速かつ効果的な運用、違反行為の未然防止、下請中小企業振興法に基づく振興基準の遵守の指導等を通じ、下請取引の適正化を図っています。特に、毎年11月には「下請取引適正化推進月間」として、普及・啓発事業を集中的に行っており、その一環として、下記のとおり、「下請取引適正化推進講習会」を開催します。

事例を交えながら分かりやすく説明します。是非、御参加ください。

記

- 1 年月日 平成30年11月2日(金) 13:30～16:30
- 2 場所 那覇第2地方合同庁舎1号館2階大会議室
- 3 内容 (1) 下請法の解説(適用範囲、親事業者の義務、親事業者の禁止行為、など)
(2) 下請中小企業振興法の解説
(3) 下請かけこみ寺の紹介

- 4 申し込み等のお問い合わせ先
経済産業部中小企業課 長嶺
TEL：098-866-1755



(昨年度の講習会の様子)